

亀山市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更があった地縁による団体の名称
市瀬自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
規約に定める解散の事由
変更前 無
変更後 この会は、地方自治法第260条の20の規定により
解散する。
- 3 変更の年月日
令和3年1月17日
- 4 変更の理由
地方自治法に基づく解散の事由を定めたため。